

東京二十三区清掃一部事務組合余裕期間制度を活用する工事に係る事務取扱要綱

令和3年1月18日副管理者決定

2清施技第953号

(目的)

第1条 この要綱は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）が発注する工事において、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、建設資材、労働者確保等の準備を行う期間（以下「余裕期間」という。）を設定する工事（以下「余裕期間制度活用工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 余裕期間 契約確定の日から工期の始期の前日までの期間

(2) 実工期 工期の始期から工期の終期までの期間

(余裕期間制度の方式)

第3条 組合においては、発注者指定方式を採用する。

(対象工事)

第4条 対象工事は、余裕期間制度の活用が可能である工事とする。

(余裕期間の設定)

第5条 余裕期間は、60日の範囲内で定めることとする。

2 前項の余裕期間には、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日並びに1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日は、算入しない。

(余裕期間内の現場管理)

第6条 余裕期間内の現場管理は、発注者の責任において行うこととする。

2 受注者は、余裕期間内において、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等はできないものとする。

(技術者及び現場代理人の配置)

第7条 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に基づく監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者及び現場代理人は、工期の始期から配置することとし、余裕期間内は配置を要しないものとする。

(前払金の取扱い)

第8条 工事請負契約条項第34条第2項に基づく前払金の請求は、工期の始期以後に行うことができるものとする。

(設計図書への記載)

第9条 余裕期間制度活用工事においては、次に掲げる事項を設計図書に記載する。

(1) 余裕期間制度活用工事であること。

(2) 余裕期間及び実工期

(入札公告等への記載)

第10条 余裕期間制度活用工事においては、次に掲げる事項を入札公告又は工事発注予定表に記載する。

(1) 余裕期間制度活用工事であること。

(2) 余裕期間及び実工期

(契約書へ記載する工期)

第11条 契約書へ記載する工期は、実工期とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。